

月刊

東海財界

Monthly Report



駐名古屋大韓民国総領事館・愛知県・大韓民国慶尚南道
日韓の「航空宇宙業界の展望」テーマに
駐名古屋韓国総領事館が経済フォーラム



愛知ロータリーEクラブ 天野元成
蝶々が舞う緑の都心庭園に
子らとカーボンゼロ目指す



本郷眼科院長 高柳泰世
先進国で行われていない
学校の色覚異常検査で社会制限が……

新しい医療の在り方を追究し
卓越した人材の育成を



愛知医科大学理事長
祖父江 元

岸田首相の所信表明全文を掲載
旧統一教会被害に法整備 物価対策も

定価情報なく突然の倒産が増加傾向
金融ラトリアムで与信管理の機能弱体化

天皇と共に歩んだ鉄道150周年
国民統合のインフラから平和の象徴へ

軍政化を加速した山梨県有朋を賛美
菅前首相の弔辞に込められた思い

金融正常化を掲げる日銀
デジタル戦略を加速

ファン待望「ジブリパーク」オープン

映画の世界観と公園の自然が一体に

2022
11月号
(毎月25日発行)



片岡信恒弁護士の 法律相談事務所



片岡 信恒（かたおか のぶつね）昭和55年片岡法律事務所を設立。40年以上に渡り、取引紛争・契約書作成・労働紛争・医療関係など、法人、及び相続・交通事故・遺言・離婚などの法律問題全般を取り扱っている。
<片岡法律事務所> 名古屋市中区丸の内2丁目19番25号MS桜通7、8階 ☎ 052-231-1706

途中退園者への返金は？

【質問】12歳以下のお子さんを対象にして、スイスで開発されたメソッドで教育する保育園施設を運営しています。ところで、申し込みいただいた保護者と、1年単位で契約書（利用規約）を交わしていますが、途中で辞めた時の対応として、「一旦納入された入会金、保育費、教材費、施設協力金は、理由の如何に関わらず返金されないものとする。」としています。ところが、入園して1ヶ月しか経っていない保護者から理由もなく「退園するので、納入した入会金、保育費、教材費、施設協力金の1/2分の11を返還するように」と申し入れがありました。どのように対応すればよいですか。

【回答】かつては契約書に明記されている以上、公序良俗に反するような暴利・不当な内容でない以上、原則有効と考えられてきました。

しかし、平成13年4月1日に消費者契約法が施行され、消費者契約について、不当な勧誘による契約の取り消しと不当な契約条項の無効等を規定しました。その後も、取り消しうる不当な勧誘行為の追加、無効となる不当な契約条項の追加等の民事ルールの改正が行われました。返還の是非の検討では、入会金、保育費、教材費、施設協力金については、個別に考える必要があります。

入学金については、契約書に「入学金は原則返還できない」との約束があれば、返還する必要はないと思います。そのような約束がなければ、入学前なら返還義務はあるが、入学後であ

れば、もはや返還は求められないと考えます。

この点について、最高裁は「入学金については、…その性質上大学はその返還義務を負うものではない」という判断をしており（最高裁判平成18年11月27日判決）、保育園においても、同じように考えられるからです。

保育費、教材費、施設協力金等については、原則返還できないとの約束がないケースでは、一部返還すべきだと考えます。

上記の最高裁の事案でも、授業料等の返還も争われ、最高裁は原則として、大学を退学した後については、学生は大学から何らの給付も受けていないのであるから、退学後の部分については返還すべき、と判断しています。本件でも、途中退園の場合は原則として、月割りでの返金が必要と考えます。保育料の返金義務を認めた裁判例（東京地裁令和2年12月17日判決）もあります。

しかし、年会費、教材費、施設協力金等について、返金しないという約束がある場合は、話が変わってきます。上記の事案においても、授業料等については返還しないという規約があったため、最高裁はこれを、損害賠償額の予定又は違約金の定めと考えて、有効としました。さらに、消費者契約法9条による、損害賠償額の予定や違約金の定めについては、「平均的な損害」を超える部分が無効となるとしました。

本件でも、年会費、教材費、施設協力金等を原則返金しないという規約は有効となりますが、「平均的な損害」を超える部分は無効となります。